

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成 31 年  
4 月 5 日  
(金曜日)

## 目 次

- 告示
  - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....一
  - 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....一
  - 救急病院の認定(医療政策課).....二
  - 地方卸売市場の開設者の地位の承継に伴う変更(ぶちうまやまぐち推進課).....二
  - 地方卸売市場の卸売業者の地位の承継に伴う変更(ぶちうまやまぐち推進課).....三
  - 解除予定保安林(平生町)(森林整備課).....四
  - 道路の位置の指定(建築指導課).....四
- 公告
  - 大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定による届出(商政課).....四
  - 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課).....五
  - 一般競争入札の実施(技術管理課).....五
- 教委公告
  - 一般競争入札の実施.....七
- 選管告示
  - 直接請求に必要な有権者の数.....八
- 公安委公告
  - 一般競争入札の実施.....九



### 山口県告示第百五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十條の二の規定により、指定医療

機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

名 医	称 療	所 機	在 在	地 地	廃 止 年 月 日
鳴元医院		大島郡周防大島町大字小松一七五	四	山口県知事	平成三二、一、二四
ながはま歯科クリニック		岩国市尾津町二丁目一八番三号		村岡 嗣政	〃 〃 三二
有限会社藤山薬局		宇部市文京町四番五〇号			〃 〃 二、一〇
済生堂中央薬局		防府市中央町一番三号			〃 〃 〃

### 山口県告示第百六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九條の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

名 医	称 療	所 機	在 在	地 地	指 定 年 月 日
ながはま歯科クリニック		岩国市尾津町二丁目一八番三号		山口県知事	平成三二、二、一

### 山口県告示第百七号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

名 称	所 在	地 地	認 定 が 効 力 を 有 す る 期 限
地域医療支援病院オーブンシステム徳山医師会病院	周南市東山町六番二八号	山口県知事	平成三四、四、三〇

山口県告示第百八号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十五条の規定に基づき許可した地方卸売市場の開設者及び名称について、地位の承継に伴い、次のとおり変更があった。

平成三十一年四月五日

山口県知事 村岡 嗣政

- |   |  |  |   |   |
|---|--|--|---|---|
| <p>一 許可番号 農開第七号</p> <p>二 開設者の名称及び住所</p> <p>名称 譲受 住所 人</p> <p>山口県農業協同組合 九 山口市小郡下郷二二三</p> <p>組合</p> <p>三 地方卸売市場の名称</p> <p>変 更 後</p> <p>山口県農業協同組合安岡地方卸売市場</p> <p>四 地方卸売市場の所在地</p> <p>下関市横野町一丁目一六番一―二号</p> <p>五 変更年月日</p> <p>平成三十一年四月一日</p> | <p>一 許可番号 農開第二八号</p> <p>二 開設者の名称及び住所</p> <p>名称 譲受 住所 人</p> <p>山口県農業協同組合 九 山口市小郡下郷二二三</p> <p>組合</p> <p>三 地方卸売市場の名称</p> <p>変 更 後</p> <p>山口県農業協同組合美祿地方卸売市場</p> <p>四 地方卸売市場の所在地</p> <p>美祿市大嶺町東分三三四〇の三</p> <p>五 変更年月日</p> <p>平成三十一年四月一日</p> | <p>一 許可番号 農開第二九号</p> <p>二 開設者の名称及び住所</p> <p>名称 譲受 住所 人</p> <p>山口県農業協同組合 九 山口市小郡下郷二二三</p> <p>組合</p> <p>三 地方卸売市場の名称</p> <p>変 更 後</p> <p>山口県農業協同組合長門地方卸売市場</p> <p>四 地方卸売市場の所在地</p> <p>長門市東深川一三八一</p> <p>五 変更年月日</p> <p>平成三十一年四月一日</p> | <p>一 許可番号 農開第三二号</p> <p>二 開設者の名称及び住所</p> <p>名称 譲受 住所 人</p> <p>山口県農業協同組合 九 山口市小郡下郷二二三</p> <p>組合</p> <p>三 地方卸売市場の名称</p> <p>変 更 後</p> <p>山口県農業協同組合南すおう地方卸売市場</p> <p>四 地方卸売市場の所在地</p> <p>柳井市大字余田三五一〇の一</p> <p>五 変更年月日</p> <p>平成三十一年四月一日</p> | <p>一 許可番号 農開第三三号</p> <p>二 開設者の名称及び住所</p> <p>名称 譲受 住所 人</p> <p>山口県農業協同組合 九 山口市小郡下郷二二三</p> <p>組合</p> <p>三 地方卸売市場の名称</p> <p>変 更 後</p> <p>山口県農業協同組合南すおう農業協同組合青果物地方卸売市場</p> <p>四 地方卸売市場の所在地</p> <p>柳井市中央三丁目一六番一―号</p> <p>五 変更年月日</p> <p>平成三十一年四月一日</p> |
|---|--|--|---|---|

- |  |  |   |   |
|--|--|---|---|
| <p>一 許可番号 農開第二八号</p> <p>二 開設者の名称及び住所</p> <p>名称 譲受 住所 人</p> <p>山口県農業協同組合 九 山口市小郡下郷二二三</p> <p>組合</p> <p>三 地方卸売市場の名称</p> <p>変 更 後</p> <p>山口県農業協同組合美祿地方卸売市場</p> <p>四 地方卸売市場の所在地</p> <p>美祿市大嶺町東分三三四〇の三</p> <p>五 変更年月日</p> <p>平成三十一年四月一日</p> | <p>一 許可番号 農開第二九号</p> <p>二 開設者の名称及び住所</p> <p>名称 譲受 住所 人</p> <p>山口県農業協同組合 九 山口市小郡下郷二二三</p> <p>組合</p> <p>三 地方卸売市場の名称</p> <p>変 更 後</p> <p>山口県農業協同組合長門地方卸売市場</p> <p>四 地方卸売市場の所在地</p> <p>長門市東深川一三八一</p> <p>五 変更年月日</p> <p>平成三十一年四月一日</p> | <p>一 許可番号 農開第三二号</p> <p>二 開設者の名称及び住所</p> <p>名称 譲受 住所 人</p> <p>山口県農業協同組合 九 山口市小郡下郷二二三</p> <p>組合</p> <p>三 地方卸売市場の名称</p> <p>変 更 後</p> <p>山口県農業協同組合南すおう地方卸売市場</p> <p>四 地方卸売市場の所在地</p> <p>柳井市大字余田三五一〇の一</p> <p>五 変更年月日</p> <p>平成三十一年四月一日</p> | <p>一 許可番号 農開第三三号</p> <p>二 開設者の名称及び住所</p> <p>名称 譲受 住所 人</p> <p>山口県農業協同組合 九 山口市小郡下郷二二三</p> <p>組合</p> <p>三 地方卸売市場の名称</p> <p>変 更 後</p> <p>山口県農業協同組合南すおう農業協同組合青果物地方卸売市場</p> <p>四 地方卸売市場の所在地</p> <p>柳井市中央三丁目一六番一―号</p> <p>五 変更年月日</p> <p>平成三十一年四月一日</p> |
|--|--|---|---|

変更後

変更前

山口県農業協同組合下松地方卸売市場

地方卸売市場周南農業協同組合下松青果市場

四 地方卸売市場の所在地

下松市西柳二丁目二番一七号

五 変更年月日

平成三十一年四月一日

一 許可番号 農卸第三九号

二 開設者の名称及び住所

山口県農業協同組合 九 山口市小郡下郷二二三

山口県農業協同組合 九

三 地方卸売市場の名称

山口県農業協同組合萩市地方卸売市場

四 地方卸売市場の所在地

萩市大字椿三三九五の一三

五 変更年月日

平成三十一年四月一日

山口県告示第九号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十八条第一項の規定に基づき許可した地方卸売市場の卸売業者について、地位の承継に伴い、次のとおり変更があった。

平成三十一年四月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 許可番号 農卸第九号

二 卸売業者の名称及び住所

山口県農業協同組合 九 山口市小郡下郷二二三

山口県農業協同組合 九

あぶらんど萩農業協同組合 二 萩市大字江向四三二の

萩市青果物地方卸売市場

三 地方卸売市場の名称及び所在地

山口県農業協同組合安岡地方卸売市場

下関市横野町一丁目一六番一二号

四 変更年月日

平成三十一年四月一日

一 許可番号 農卸第二七号

二 卸売業者の名称及び住所

山口県農業協同組合 九 山口市小郡下郷二二三

山口県農業協同組合 九

三 地方卸売市場の名称及び所在地

山口県農業協同組合南すおう地方卸売市場

柳井市大字余田三五一〇の一

四 変更年月日

平成三十一年四月一日

一 許可番号 農卸第三五号

二 卸売業者の名称及び住所

山口県農業協同組合 九 山口市小郡下郷二二三

山口県農業協同組合 九

三 地方卸売市場の名称及び所在地

山口県農業協同組合長門地方卸売市場

長門市東深川一三八一

四 変更年月日

平成三十一年四月一日

一 許可番号 農卸第三八号

二 卸売業者の名称及び住所

山口県農業協同組合 三 下関市秋根北町四番一

南すおう農業協同組合 柳井市中央三丁目一六番一号

長門大津農業協同組合 長門市東深川一九四一

長門大津農業協同組合

- 山口県農業協同組合 九 山口市小郡下郷二二三  
 三 地方卸売市場の名称及び所在地  
 山口県農業協同組合下松地方卸売市場  
 下松市西柳二丁目二番一七号  
 四 変更年月日  
 平成三十一年四月一日
- 周南農業協同組合 下松市西柳二丁目三番四八号
- 山口県農業協同組合 九 山口市小郡下郷二二三  
 三 地方卸売市場の名称及び所在地  
 山口県農業協同組合萩市地方卸売市場  
 萩市大字椿三三九五の一三  
 四 変更年月日  
 平成三十一年四月一日
- あぶらんど萩農業協同組合 二 萩市大字江向四三二の
- 岩国市尾津町五丁目一番一号  
 四 変更年月日  
 平成三十一年四月一日
- 岩国市農業協同組合 九 岩国市山手町一丁目四番五号
- 山口県農業協同組合 九 山口市小郡下郷二二三  
 三 地方卸売市場の名称及び所在地  
 岩国市地方卸売市場  
 岩国市尾津町五丁目一番一号  
 四 変更年月日  
 平成三十一年四月一日
- 山口県農業協同組合 九 山口市小郡下郷二二三  
 三 地方卸売市場の名称及び所在地  
 山口県農業協同組合萩市地方卸売市場  
 萩市大字椿三三九五の一三  
 四 変更年月日  
 平成三十一年四月一日

山口県告示第百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成三十一年四月五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 解除予定保安林の所在場所

熊毛郡平生町大字尾国字道口一〇〇四五の三（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び平生町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成三十一年四月五日

山口県知事 村岡 嗣政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市生野屋西四丁目一〇八の一三	四・〇	三三・八	平成三十一、 三、二七



(八九) 大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第二項の規定により、次の

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成三十一年四月五日から同年八月五日までの間、山口県商工労働部商政課及び長門市経済観光部商工水産課において公衆の縦覧に供します。

平成三十一年四月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジ長門店

所在地 長門市仙崎三二二の二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

株式会社アステイ 所 代表者の氏名  
広島市西区商工センター二丁目一五番一 田村 英樹

株式会社フジ 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号 山口 普

三 変更に係る事項

荷さばき施設の位置及び廃棄物等の保管施設の位置

四 届出年月日

平成三十一年三月二十五日

五 変更年月日

平成三十一年十一月二十六日

(九〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成三十年十一月二十七日山口県公告(二七二)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十一年四月五日から同年五月七日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十一年四月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 サンタウン東駅

所在地 下関市羽山町四〇九の九

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(九一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成三十年十一月二十七日山口県公告(二七二)に係る大規模小売店舗について次のとおり下松市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十一年四月五日から同年五月七日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成三十一年四月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク生野屋店

所在地 下松市大字生野屋五〇七の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(九二) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成三十一年四月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の借入れ

(一) 物品等の名称及び数量

電子入札システム用機器 一式

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 使用期間

平成三十一年十二月一日から平成三十六年十一月三十日までの間

(四) 使用場所

山口県土木建築部技術管理課及び山口市熊野町地内

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第百六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 政令第百六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十九年山口県告示第二三十七号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成三十一年山口県告示第二十二号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

(五) 平成三十一年四月五日から同年五月二十日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(六) 平成二十六年四月一日から平成三十一年四月五日までの間に、国又は地方公共団体(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人を含む。)に一に掲げる物品等又はこれに類似する物品等を納入した実績を有していること。

(七) 県の委託を受けて県が実施する情報化に関する事業の管理の一部を行う者(当該者から再委託を受けた者を含む。)でないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県土木建築部技術管理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県土木建築部技術管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当す

る額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県土木建築部技術管理課

(三) 受領期限

平成三十一年五月十七日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成三十一年五月二十日午前十時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県土木建築部入札室

(二) 日時

平成三十一年五月二十日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四條の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成三十一年四月二十三日午後五時十五分までに山口県土木建築部技術管理課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成三十一年四月二十六日までに発送する。



- 1 入札参加資格確認申請書
  - 2 納税証明書
  - 3 一に掲げる物品等又はこれに類似する物品等を納入した実績について記載した書面
  - (五) 契約保証金  
免除する。
  - (六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。
  - (七) 詳細については、山口県土木建築部技術管理課（電話〇八三一九三三二二六二三）に問い合わせる。
- 十一 Summary
- (1) Division in charge of the contract: Technical Management Division, Public Works and Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government
  - (2) Nature and quantity of the products to be leased: A set of equipment and software for the electronic bidding system
  - (3) Use term: From December 1, 2019 to November 30, 2024
  - (4) Use place: Technical Management Division, Public Works and Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government and within Kumano-cho, Yamaguchi City
  - (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Technical Management Division, Public Works and Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-3623)
  - (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. May 17, 2019 (In case of bringing a tender: 10:00 A.M. May 20, 2019)



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成三十一年四月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 入札に付する事項
    - 次に掲げる物品等の購入
    - (一) 物品等の名称  
電気
    - (二) 物品等の予定数量  
二百万八千二百キロワット時
    - (三) 物品等の特質等  
入札説明書及び仕様書による。
    - (四) 納入期間  
平成三十一年八月一日から平成三十二年七月三十一日までの間
    - (五) 納入場所  
山口県立岩国工業高等学校ほか七箇所
  - 二 入札参加資格
    - (一) 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
    - (二) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。
    - (三) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
    - (四) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成二十九年山口県告示第二百三十七号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（平成三十一年山口県告示第二十二号）に基づく資格審査において、電気について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。
    - (五) 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条の二の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。
- 平成三十一年四月五日から同年五月二十四日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県教育庁教育政策課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県教育庁教育政策課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、予定数量の対価を入札説明書に記載する方法に従って計算した総価で行い、当該総価に当該総価の百分の八に相当する額（その額に円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県教育庁教育政策課

(三) 受領期限

平成三十一年五月二十三日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、平成三十一年五月二十四日午前十一時）

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県教育庁教育委員会室

(二) 日時

平成三十一年五月二十四日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印（署名を慣習とする外国人にあつては、自署）のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否  
要

(四) 契約保証金  
免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成三十一年五月十三日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県教育庁教育政策課（電話〇八三―九三三―四五二二）に問い合わせるべし。

十一 Summary

(1) Division in charge of the contract: Educational Policy Division, Board of Education, Yamaguchi Prefectural Government  
(2) Nature and quantity of the products to be purchased: 2,008,200 kWh of electricity  
(3) Delivery period: From August 1, 2019 to July 31, 2020  
(4) Delivery place: Yamaguchi Prefectural Iwakuni Technical High School and 7 other places  
(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Educational Policy Division, Board of Education, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-9334523)  
(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. May 23, 2019 (If brought in person: 11:00 A.M. May 24, 2019)



山口県選挙管理委員会告示第五十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を



有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

平成三十一年四月五日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	二四、三五〇
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	二四、三五〇
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	二四五、九三五
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	下関市選挙区 七四、三四〇 宇部市選挙区 四六、四九九 山口市選挙区 五三、四九九 萩市・阿武町選挙区 一三、四九九 防府市選挙区 一三、四九九 下松市選挙区 一三、四九九 岩国市・和木町選挙区 一三、四九九 光市選挙区 一三、四九九 柳井市選挙区 一三、四九九 美祢市選挙区 一三、四九九 周南市選挙区 一三、四九九 山陽小野田市選挙区 一三、四九九 周防大島町選挙区 一三、四九九 上関町・田布施町・平生町選挙区 一三、四九九
知事の解職の請求	地方自治法第八十一条第一項	二四五、九三五
副知事、県の選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求	地方自治法第八十六条第一項	二四五、九三五
県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条第一項	二四五、九三五

公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成三十一年四月五日

山口県知事 村岡 嗣 政



一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の借入れ

(一) 物品等の名称及び数量

通信指令システム 一式

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 使用期間

平成三十一年三月一日から平成三十八年二月二十八日までの間

(四) 使用場所

山口県警察本部地域部地域運用課ほか百十八箇所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六十七号の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成二十九年山口県告示第二百三十七号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（平成三十一年山口県告示第二十二号）に基づく資

格審査において、借入品について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 平成三十一年四月五日から同年五月二十四日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けられないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部地域部地域運用課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部地域部地域運用課

(三) 受領期限

平成三十一年五月二十三日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、平成三十一年五月二十四日午後二時）

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部二階入札室

(二) 日時

平成三十一年五月二十四日午後二時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印（署名を慣習とする外国人にあつては、自署）のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づ

き定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成三十一年五月十三日までに山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三一九三三三三三九六〇）に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県警察本部地域部地域運用課（電話〇八三一九三三三三三三〇一〇）に問い合わせる。

十一 Summary

(1) Division in charge of the contract: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the products to be leased: A set of communications command system

(3) Use term: From March 1, 2020 to February 28, 2026

(4) Use place: Community Police Operation Division, Community Police Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters and other 118 places

(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Community Police Operation Division, Community Police Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. May 23, 2019(In case of bringing a tender: 2:00 P.M. May 24, 2019)